

大田市告示第71号

わくわく大田生活実現支援補助金交付要綱（令和元年大田市告示第22号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

大田市長 楫野弘和

第2条第2号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）」に改める。

第3条の表中「

補助金の金額	補助金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  (1) 2人以上の世帯の申請の場合 100万円  (2) 単身世帯の申請の場合 60万円
--------	---

」を「

補助金の金額	補助金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。  (1) 2人以上の世帯の申請の場合 100万円 なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。  (2) 単身世帯の申請の場合 60万円
--------	---

」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）大田市長

わくわく大田生活実現支援補助金交付申請書

わくわく大田生活実現支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス		転入日	年 月 日

2 補助金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身世帯又は 2人以上の世帯	単身	2人以上	補助金の種類	就業	起業
2人以上の世帯の場合は同時に移住した 家族の人数（1の申請者は含まない）		人 <small>（そのうち18歳未満の人数）</small>			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

申請日から5年以上継続して大田市に居住し、 かつ、就業又は起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を 担う者との関係	A. 3親等以内の 親族に該当しない	B. 3親等以内の 親族に該当する

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 島根県への居住履歴（該当する欄に○を付けてください）

過去に島根県に居住していたことがある	A. ある	B. ない
⇒（居住したことがある場合のみ記載）	市町村名	

6（東京23区の通学者・通勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

※5年以上の通勤・通学履歴を記載

期間	通学・通勤先（法人名）	就業地（所在地）

管理コード（大田市使用欄）	
---------------	--

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。